高等教育における職業教育の観点からの質の保証・向上について(論点メモ I)

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (審議経過報告 (7/30)) (「高等教育関係部分」)

- 1. 高等教育における職業教育の充実のために必要な視点
 - 人材育成・キャリア形成に関する高等教育機関の役割の見直しと、自立した職業人を育成 する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開
 - 〇 職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性を生かした職業教育の充実
 - 教育界と産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力等の共有と、求められる 能力の育成につながる教育の充実
- 2. 高等教育における職業教育を通じて育成することが求められる能力
 - 〇 職業分野において必要な専門的知識・技能
 - 〇 上記を生かしつつ活躍していくために必要となる実践性、創造性、応用力、批判力、課題 発見力、問題解決力等の能力
 - 自立した職業人として必要な自己学習力、キャリアデザイン力等
- 3. 各高等教育機関における職業教育の充実の方向性
 - 〇 大学・短期大学
 - ・企業等と連携した長期インターンシップの実施や PBL (Problem/Project Based Learning) などの演習型授業の充実、「産学人材育成パートナーシップ」のように、企業等との対話により、養成する人材像や職業能力を明確化し、産学双方の課題・役割分担の明確化とその共有を図った上での、教育内容や人材交流の在り方等の検討
 - ・特に短期大学は、実学を重視しつつ専門職業能力の育成と教養教育の調和のとれた職業教育の展開等
 - 〇 高等専門学校
 - ・地域の産業界等との連携の促進等による教育内容・方法等の充実等
 - 〇 専門学校
 - ・制度的柔軟性を生かし、幅広いニーズに対応した多様な職業教育の展開等
- 4. 職業実践的な教育に特化した枠組みの検討
 - 〇 職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進
 - ・諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備の状況も参考に、職業実践的な学校教育を 通じた人材育成を進める観点から、高等教育システムの在り方を見直すことが必要
 - ・学術性を特段に問わない、職業実践的な教育体制の枠組みを制度化することにより、職業 実践的な学校教育を行う高等教育機関の整備が進むことが期待
 - 社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応
 - ・経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材として活躍する、実践的・創造的な職業 人の育成ニーズに積極的かつスピーディーに対応する必要
 - 〇 高等教育全体における職業教育システムの構築
 - ・新たな枠組みを制度的に整備していくことにより、各高等教育機関の職業教育の充実を促 し、職業教育システム構築の契機となることが求められる
- 5. 職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ
 - 〇 教育課程
 - ・実験や実習等の割合を重視 (例えば4~5割)、インターンシップの義務付け、教育課程 の編成過程における企業等との連携・対話の制度的確保など
 - 教員資格・教員構成
 - ・実務卓越性(実務知識・経験の有無、職業資格等)を重視

各種職業において求められる能力等の育成と、高等教育の関係

高等教育機関において育成される職業に関する能力等と、各種職業の入り口段階で既に 有していることが求められる能力等とを接続する仕組みは、専門分野や職業等により様々。 職業教育の観点から高等教育の質の保証・向上を図る仕組みを検討するに当たっては、 現在ある仕組みについて分析する必要がある。

分類の方法、観点等について留意すべきことにはどのようなものがあるか、さらに検討 する必要はあるが、以下、分類を試みた。

【資格制度関連】

<u>1.広範な専門的能力と関連する基礎的・汎用的能力が要求される資格</u>

各種職業のうち、限定的なスキルではなく、比較的広範な専門的能力とそれに関連した基礎的・汎用的能力が要求される職業は、資格制度のフレームワークの中で教育内容等が法令等により定められており、その教育内容は、育成すべき能力等を培うための教育内容という位置付けとなる。この仕組みを通じて、業界等のニーズと教育機関とが必要な教育内容を共有化しており、その教育全体を通じた目的養成により人材が養成されている。

このタイプの資格は、業務独占資格(参入資格)、名称独占資格と位置付けられている傾向にあると考えられる。

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、獣医師、法曹、教員、 保育士、栄養士、美容師、理容師、調理師など

2. 一定程度限定的で細分化されたスキルが要求される資格

各種資格のうち、一定程度限定的で細分化されたスキルを内容とする資格は、職業 そのものの機能ではなく、一定の職能を有することを証明する機能があると考えられ る。その性質上、各種資格を取得するために必要な学習機会は、特定の各職能に着目 し、高等教育機関のほか、職業訓練等において提供される傾向にあるのではないか。

ただし、<u>より教育・訓練の効果を発揮させるため、職業訓練校と高等教育機関の連携を推進していく方策等の検討も必要ではないか。</u>

<u>また、当該資格取得が高等教育機関における教育体系の一部として適切な場合、資</u>格枠組みと教育枠組みの連携についても検討課題になるのではないか。

- ① 国家資格として位置付けられているもの
- (例) 電気通信主任技術者、危険物取扱者、ボイラー技士、情報処理技術者、

② 職業能力開発促進法に基づく技能検定として位置付けられているもの

(例) 石材施工、建築大工、とび、左官等の建設関係、電子回路接続、自動販売機調整等の電気・精密機械器具関係、染色、寝具製作等の衣服・繊維製品関係、他ウェブデザイン、ファイナンシャル・プランニングなど136種。

③ その他民間資格

(例) C 言語プログラミング能力認定試験、CG クリエイター検定、簿記実務検 定、ビジネス実務マナー検定、インテリアコーディネーターなど

【資格以外の仕組み】

職業によっては、就業する際に求められる能力が資格ほど明確にできないものもあり、 また、かえって、そのような職業のほうが多いのではないかとも考えられる。

そういった類の職業に関して、<u>業界から求められる能力及び高等教育において養成される能力がある程度</u>具体的に可視化され、その能力をどのように育成していくかについて、教育界と業界が認識を共有していくことは、教育界及び業界側双方にとって望ましいことではないか。

- ① 産学が連携した、教育内容等の質の向上に関する取組
 - ・ 産学人材育成パートナーシップ*1 工学系を中心に一定の分野ごとに、育成すべき人材像やカリキュラムの在 り方について、産学が連携して検討。
 - ・ 日本技術者教育認定機構(JABEE)の技術者プログラム認定の仕組み*2 JABEEは、産業界や学協会の協力を得て、高等教育機関の技術者教育 プログラムの審査・認定を実施。

これらの取組の成果も踏まえながら、現在、文部科学省において、技術者教育の質の向上を図る観点から、「モデル・コア・カリキュラム」など技術者教育の在り方について検討中。

こうした取組も参考にしつつ、今後、<u>分野の拡大や、高度人材育成に留まらない</u>中堅人材育成の視点から、産学が連携した教育の質保証・向上の在り方等について

^{*1} 資料 6 p. 1 参照

^{*2} 資料 6 p. 2 参照

検討していくことが必要ではないか。

② 職業能力の観点からは

- ・ 生涯職業能力開発体系*1 (仕事を行うために必要な職業能力である知識及び技能・技術を明らかにし、さらにこの職業能力の教育訓練をどのように進めるかについて段階的かつ体系的に整理したもの)
- ・ 職業能力評価基準^{*2}(企業や団体において、労働者が発揮することを期待される 仕事上の成果につながる行動と、そのために必要な技能・技術及び知識を職務別 に記述したもの)

がある。

これらは、<u>実務的な観点から細分化された内容。</u>

 \downarrow

よって、そのまま高等教育機関における教育内容と連携できるものではない。しかし、両者の相違を踏まえつつ、連携の可能性をどう考えるか。

【高等教育機関からのアプローチ】

高等教育機関が提供する教育課程を特定の職業分野との関連において体系化し、必要 な能力の育成を可視化する取組もある*3。このような取組は、今後、産業界との連携を 強化していくことにより、職業教育の観点からの新しい教育の質保証の在り方となりう る可能性もあるのではないか。

^{*1} 資料6 p. 3参照

^{*2} 資料 6 p. 4 参照

^{*3} 全国大学実務教育協会パンフレット参照